河川法

1.案内情報

手続名 : 許可工作物の完成前の一部使用承認

手続根拠 : 河川法第30条第2項

河川法施行規則第20条

手続対象者 : 河川法第26条第1項の工作物の設置許可を受けた者 提出時期 : 工事の完成前に当該許可工作物の一部を使用するとき 提出方法 : 河川法施行規則第20条に定める申請書及び添付図書

: 河川法施行規則第20条に定める申請書及び添付図書を作成し、出該工作物についての河川法第26条第1項の

作成し、当該工作物についての河川法第26条第1項の 許可を行った地方整備局等の事務所又は都道府県の担当

部局に提出して下さい。

手数料 : 無し

添付書類・部数 : 河川法施行規則第20条に規定する図書

河川法施行規則別表第三に掲げる部数の写し

申請書様式 : 河川法施行規則別記様式第十の様式

記載要領・記載例 : 申請書の提出先となる各地方整備局等の事務所又は都道

府県の担当部局にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先・相談窓口:

(河川管理者が国土交通大臣の場合)

011-709-2311(内線5349) 北海道開発局建設部建設行政課 東北地方整備局河川部水政課 022-225-2171(内線3566) 関東地方整備局河川部水政課 048-601-3151(内線3566) 北陸地方整備局河川部水政課 025-233-5469(内線3566) 中部地方整備局河川部水政課 052-953-8119(内線3566) 近畿地方整備局河川部水政課 06-942-1141 (内線3566) 中国地方整備局河川部水政課 082-227-1066(内線3566) 四国地方整備局河川部水政課 087-851-8061(内線3566) 九州地方整備局河川部水政課 092-476-3450(内線3566)

(河川管理者が都道府県知事の場合)

各都道府県の場合は土木部河川課等

受付時間: 提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口: 上記問い合わせ先

3.手続情報

審査基準 : 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定

等について(平成6年9月30日建設省河政発52号)

標準処理期間: 3ヶ月

不服申立方法: 行政不服審査法の規定による。